会津若松地方広域市町村圏整備組合ネーミングライツ導入基準

（趣旨）

第1条 この基準は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「組合」という。）が所有するごみ処理施設等への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準で次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1）ネーミングライツ

ごみ処理施設等の名称（以下「愛称」という。）を付けることができる権利をいう。

（2）ネーミングライツパートナー

ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払い、ネーミングライツを取得する団体等をいう。

（対象施設）

第3条 ネーミングライツが可能なごみ処理施設等は次のとおりとする。

（1）ごみ処理施設

（2）その他管理者が適当と認めたごみ処理施設等

（愛称の基準）

第4条 愛称は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、使用することができるものとする。

（1）公序良俗に反するもの

（2）政治、選挙活動及び宗教活動に関するもの

（3）意見広告及び名刺広告に関するもの

（4）風俗営業に関するもの

（5）商品先物取引及び貸金業に類するもの

（6）第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

（7）青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

（8）施設の設置目的又は所在地を誤認させるもの

（9）その他管理者が不適当と認めるもの

（ネーミングライツ料）

第5条 他自治体の類似事例などを考慮するほか、愛称使用に伴い組合に生じる費用等も踏まえ、対象施設等ごとにネーミングライツ料の希望金額を算定する。

（ネーミングライツパートナーの基準）

第６条 ネーミングライツパートナーは、次の各号のいずれにも該当しない法人格を有する団体とする。

（1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者

（2） 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸付を主な業として営む者

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員である者

（4） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者

（5） ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から6か月前の日までに組合の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者

（6） 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者

（7） 組合の手数料等に滞納がある者

（8） その他管理者が不適当と認める者

（ネーミングライツの申込み）

第7条 ネーミングライツに応募しようとする者は、定められた期日までに、必要な書類を添えて、申込みをするものとする。

（ネーミングライツパートナー選定委員会）

第８条 ネーミングライツパートナーの適否の審査等は、ネーミングライツパートナー選定委員会で行うものとする。

2 ネーミングライツパートナー選定委員会の委員は、事務局長、事務局次長、総務課長、財務課長、環境センター所長及び整備室長で構成し、事務局は環境センターに置くものとする。

3 委員長は、事務局長をもって充てる。

（ネーミングライツパートナーの決定）

第９条 ネーミングライツパートナー選定委員会は、愛称等が適当であるかを審査し、ネーミングライツパートナー交渉者を決定するものとする。

2 組合は、愛称の表示に係る内容、方法等についてネーミングライツパートナー交渉者と協議し、合意に至った場合のみ、ネーミングライツパートナーとして決定する。

3 ネーミングライツパートナーが決定した場合は、速やかに応募者に通知するものとする。

（契約の締結）

第 10 条 組合は、第 8 条第2項によりネーミングライツパートナーを決定したときは当該ネーミングライツパートナーとネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結する。

（ネーミングライツ料の納付）

第 11 条 ネーミングライツ料は、年払いとし、管理者が指定する期日までに組合の発行する納付書により一括納付しなければならない。

2 既納のネーミングライツ料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

（1） 組合の都合により、契約解除したとき。

（2） 第 11 条第 2 項に該当したとき。

（3）ごみ処理施設等の損壊等により、使用できなくなったとき。

（4） その他管理者が特に認めたとき。

3 還付するネーミングライツ料は、日額計算により返還するものとする。

（契約の解除）

第 12 条 組合は、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

（1） 指定する期日までに、ネーミングライツ料の納付がないとき。

（2） ネーミングライツパートナーが契約の定めに違反したとき。

（3） ネーミングライツパートナーの違反行為等により当該ネーミングライツパートナーの社会的信用が失墜する等の事例が発生したと認められるとき。

（4） ネーミングライツパートナーが第5条に該当しないことが判明したとき。

2 ネーミングライツパートナーは、組合が公共施設等のイメージを著しく損なった場合には、契約を解除することができる。

（その他）

第 13 条 この基準に定めるもののほか、ネーミングライツに関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この基準は、令和8年 11 月 1 日から施行する。